

山下麻衣 『看護婦の歴史 寄り添う専門職の誕生』

鈴木紀子

二〇世紀後半、医療技術はめざましい革新を遂げ、生命科学も進歩を遂げた。日本においては世界で経験のない超高齢化社会を迎え、医療費の増大や家族形態の変化など、様々な社会の要請（訪問看護サービスの拡大、看取り看護師の養成など）に応えるため、看護職のありようは急速な広がりを見せている。

看護職には、国家資格である「保健師」「助産師」「看護師」があり、「看護師」には、都道府県知事資格である「准看護師」も存在している。「准看護師」は、医師または看護師の指示のもとに業務を行うことが定められており、「看護師」と「准看護師」では、その資格も責務も異なっている。

日本の職業看護師の歴史は、一八八四（明治一七）年に設立した有志共立東京病院看護婦教育所に始まり、約一三〇年の歴史を刻んできた。入学生徒六名で始まった看護婦養成も、現在では全国約二三〇の大学で看護が教えられており、看護職は国民の健康を守る職業として、その教育水準は大学教育が一般的となってきた。

日本の看護職の発展の歴史は、日本看護歴史学会が「日本の看護二二〇年」（日本看護協会出版会、二〇〇八年）、改訂版「日本の看護のあゆみ―歴史をつくるあなたへ」（同、二〇一四年）を出版し、次世代に伝える作業を重ねている。看護歴史のリーダーらも、資格制度の変遷、看護教育史、労働問題の歴史を含め、歴史からの学びを研究

成果として残す努力をしている。さらに近年では、国際的な視点で日本赤十字社の活動を評価するなど、看護職以外の研究者により、看護の歴史研究も進められている。

職業看護師の歴史の中で、資格制度の大きな転換点として特筆すべきは、一九一五（大正四）年の全国統一の「看護婦規則」（内務省令第九号）制定と、一九四八（昭和二三）年の「保健婦助産婦看護婦法」（法二〇三号）制定である。この「保健婦助産婦看護婦法」は、第二次世界大戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が命じた看護改革によって、制定された法律である。

GHQによる看護改革の根本思想は、「保健婦、助産婦、看護婦の業務を総合したものが、真の看護であり、医療と看護が相对関係である」というものであった。これは、看護が医師に従属するものではないことを明言し、看護の独自性を認めた点において高い意義をもち、当時の看護婦らは「看護の夜明け」と評し、看護改革を歓迎した。尚、「保健婦助産婦看護婦法」は、二〇〇二（平成一四）年三月一日に「保健師助産師看護師法」と名称変更されている。

看護教育史・看護制度史分野では、資格制度の制定により教育内容も変更されてきたことから、看護職の歴史を三つに時代区分している。その区分は、第一期が「看護婦規則」制定までの時代（一八八四年～一九一五年）、第二期を「保健婦助産婦看護婦法」制定までの時代（一九一五年～一九四八年）、第三期を「保健婦助産婦看護婦法」制定以降、としている。

本書の筆者山下麻衣氏は、日本経済史の専門教育を受けた研究者であり、資格職の代表的な労働者である看護師をテーマとする研究業績を積み上げてきた。今回、吉川弘文館から「日本の看護の全体像があまねく多くの方々にわかる本を」という依頼に応える形で上梓されたのが本書である。看護師の歴史を、経済学者の視点で分析した点

に、本書の特徴がある。山下氏が本書で対象とした時期は、第6章を除いては、時代区分の第一期から第二期である。本書が対象とした時代の呼称は「看護婦」であり、評者も時代に倣った呼称を用いている。

この第一期から第二期の時代、看護婦の社会的評価は先行研究で明らかにされてきた。山下氏は、本書の分析視覚をより明確にするために、亀山美知子『日本近代看護史』（ドメス出版、一九八五年）四巻を取り上げている。亀山氏は一九八〇（昭和五五）年に「近代日本看護史における看護婦の社会的地位・評価に関する研究」の連載を雑誌「看護」に一四編発表している（日本看護協会出版会、一九八〇年五月―一九八一年六月）。その中には、「専門職業人としての看護婦の待遇について」と題された論文二編を発表しており、物価、職業婦人の賃金など、数値を用いて看護婦の待遇評価を行っている。

また、亀山論文以前の一九六四（昭和三九）年には、雑誌「看護学雑誌」（二一八巻一三号、一八一―二三頁）で「特集・ナースの社会的評価」として、米山桂三「看護婦の社会的地位」、富岡次郎「看護婦の歴史的位づけ」も発表されている。これらの先行研究では、看護婦の業務内容や労働実態が激務であることや、看護婦の社会的地位の低さの背景には、学歴の低さや、女性が不当な労働を社会に訴えるすべを持っていなかったことなど、時代における女性観とともに分析を行っている。

山下氏の本書執筆の主たる目標は、日本において看護婦とはどのような存在であったのかを明らかにすること、「女性が多く就く労働者」としての日本の看護婦の働き方の歴史を描き出すこと、看護婦の待遇はどのような基準軸で誰によって判断されたのかを調べ、看護婦の社会的地位の理解のされ方のプロセスを鮮明にすること、である。具体的には、「看護婦」と称される主体が、どのように養成され、誰を看護し、どのような場で働いてきたのかに関する歴史を示すことであり、看護婦がどのような仕事を、いかなる待遇で行っていたのかを描き出すことに

主眼を置いている。

そのような目的で書かれた本書の構成は、以下の通りである。

はじめに―量の確保と質の向上を求めて

一 看護師の役割のさらなる重要性

二 看護師と准看護師

三 複線的ルートの歴史的背景

序章 女性が多く就く労働者としての看護婦の歴史

一 目的

(1) 研究機関

(2) 誰のために？

二 日本で看護婦はどのように分析されてきたか？

(1) 地位の低さ

(2) 地位の向上

(3) 地位以外

三 問題設定

四 本書の構成

第1章 資格職としての看護婦

一 先駆的な看護婦養成所の設立

二 内務省令「看護婦規則」誕生へ

(1) 道府県制定の「看護婦規則」

(2) 看護婦の待遇

三 内務省令「看護婦規則」と看護婦会取締規則

(1) 内務省令「看護婦規則」および看護婦会取締規則

(2) 看護婦会取締規則

(3) 看護婦試験

四 多様な資格取得方法と「質」

第2章 戦地に派遣された看護婦

一 日清および日露戦争を契機とした戦時救護の制度整備

(1) 日本赤十字社と陸軍

(2) 救護機関の編成と任務

(3) 戦時救護の概況

(4) 養成制度

二 日露戦争における戦時救護

(1) 病院船

(2) 広島予備病院

三 第一次世界大戦における戦時救護

- (1) 戦時救護の概況
- (2) 海外派遣
- (3) 看護婦の待遇

四 第二次世界大戦における戦時救護

- (1) 「質」から「量」へ—養成制度の変遷
 - (2) 救護班の活動状況
 - (3) 日本赤十字社福井県支部の事例
 - (4) 日本赤十字社大分県支部の事例
 - 五 日本赤十字社看護婦の戦後—補償獲得に向けて
- #### 第3章 派出看護婦会で働く看護婦

一 派出看護婦会の誕生と分布—東京府を事例とし

- (1) 派出看護婦会の誕生
- (2) 派出看護婦会の概要
- (3) 派出看護婦会の分布—東京府の場合

二 誰がなぜ派出看護婦を需要したか

- (1) 「お金持ち」向け？
- (2) 目が離せない病気だから？

三 派出看護婦の待遇および会の経営に関する見方

(1) 派出看護婦の収入

(2) 派出看護婦会経営で「問題」とされたこと

(3) 社会の「暗部」と捉えられた看護婦会

(4) 官僚から見た派出看護婦会

四 派出看護婦を脅かした派出婦

五 派出看護婦会および派出看護婦は否定されるべき存在か？

第4章 病院で働く看護婦

一 指定看護婦養成所の存在

二 病院で働く看護婦の人数

(1) 東京府

(2) 山形県

三 病院で働いていた看護婦の職務内容

四 病院で働いていた看護婦の待遇

(1) 一九二六年に公表された調査

(2) 一九二七年に公表された調査

(3) 一九三五年に公表された調査

(4) 職階別の賃金水準

第5章 貧困な患者のために働く看護婦

一 済生会による巡回看護班の活動

- (1) 済生会の巡回看護婦の活動
- (2) 済生会の巡回看護

二 日本赤十字社による社会看護婦の活動

- (1) 日本赤十字社の平時事業としての公衆衛生活動
- (2) 公衆衛生の知識を伝える看護婦の養成
- (3) 活動の実際

三 「山手健康地区協会事業報告」に見る社会看護婦の活動

- (1) 設立背景
 - (2) 組織形態と職務
 - (3) 具体的な活動
 - (4) 活動をとおした感想
- ## 第6章 海外により近かった看護婦

一 聖路加での看護婦養成

- (1) 聖路加国際病院の誕生
- (2) 聖路加国際病院付属高等看護婦学校から聖路加女子専門学校へ
- (3) 興健女子専門学校

(4) 東京看護教育模範学院

二 朝日新聞社会事業団公衆衛生訪問婦協会の設立と保良せき

(1) 経歴

(2) 主任としての活躍

(3) 看護課課長として

第7章 小学校で働く看護婦

一 調査に見る学校看護婦の特性

二 学校看護婦の養成状況と待遇

三 学校看護婦の主張

(1) 不満表明

(2) 「理想」と「現実」

終章 新たな役割が期待される看護師

あとがき

索引

さて、このような構成で書かれた本章を手取る読者は誰であろうか。まず、評者のように看護師であり歴史研究に携わる者もいるし、看護学生をはじめ、看護職に身を置く人、全く看護職に関係のない研究者、というように分けられるであろうか。看護職以外の方々に、本書を読む前の基礎知識として理解して頂きたいことに、言葉の定

義がある。本書を通して「看護サービス」という用語が頻回に使われているが、「看護」と「看護サービス」は同義語ではない。

看護職の職能団体である日本看護協会は、「保健師助産師看護師法」の解釈をはじめ、専門職としての倫理綱領や看護業務規程の制定、用語の定義を行っている。専門職である看護職ひとりひとは、これらを守り、定められた業務を行っている。前述した様に、看護のありようは広がりを見せ、日本看護協会はその広がりに対して、用語の定義と解釈を「看護に活かす規程・指針・ガイドライン集二〇一六」（二〇一六年）（以下、「看護指針」とする）にまとめ、広く知識の普及を図っている。

まず、「看護」の定義である。「看護とは、広義には、人々の生活の中で営まれるケア、すなわち家庭や近隣における乳幼児、傷病者、高齢者や虚弱者等への世話等を含むものをいう。狭義には、保健師助産師看護師法に定められるところに則り、免許交付を受けた看護職による、保健医療福祉のさまざまな場で行われる実践をいう」（「看護指針」三二頁）とされている。

次に、「看護サービス」の定義である。看護サービスとは「主に市場または経営学の視点から捉えた看護職の行為をいい、サービスの受け手である顧客（患者やその家族）をいかに満足させ得るかが基本的な関心事となる。つまり、看護の対象側の視点に立ち、看護の対象者が主体になったときや、顧客満足に焦点をあてたときに用いられる看護や看護ケアを指すものである。「サービス」という用語は、主体がサービスの受け手側にある際に用いられることが一般的であり、看護業務が看護の提供者を主体とした管理的、方法的な意味を内包しているという点において、看護業務と看護サービスは同義語ではない」（「看護指針」四〇頁）とされている。

看護の仕事は、死と直面する場も多く、精神的にも肉体的にも非常に厳しい職場が多い。そのため、本書で「看

「看護サービス」という用語を使用されていることに疑問が生まれる。山下氏が「看護サービス」という言葉を用いている、その主旨と定義は明確にするべきであろう。

以降、各章毎に必要な事柄には補足説明を加えながら、概要を紹介する。

第1章「資格職としての看護婦」は、看護婦の資格制度の変遷を主題としており、高等小学校を学歴要件とする看護婦試験があった時代に、看護婦資格を取得するために「見習い」と称して仕事をこなしていた実態が描かれている。職業看護婦の育成は、ナイチンゲール方式と呼ばれる教育方法であり、系統的なカリキュラムと実習による訓練が重視されていたが、山下氏は、病院及び家庭といった派出先を「実習」と称して「労働」が体系的なカリキュラムとして盛り込まれていたことを指摘している。尚、見習い看護婦に関する先行研究として、新井久美子「近代看護教育制度史にみる見習い看護婦―その発生と存在について」(『看護教育』二六巻四号、一九八五年四月、二二―三三―二四―三頁)が発表されており、見習い看護婦という言葉肯定してしまっただけの背景なども分析されている。参考にして頂きたい。

第1章の時代背景を概観すると、日清戦争後、看護婦という職業の存在が、社会的に認識されはじめた時代である。一八九七(明治三〇)年四月一日には、「伝染病予防法」(コレラ・赤痢・発疹チフス・猩紅熱・痘瘡・ジフテリア・流行性脳脊髄炎・ペスト・腸チフス・パラチフスの十種)が公布され、患者隔離の必要性から、訓練された看護婦の需要が高まった時代でもあった。その需要を背景に、全国で初めて看護婦の資格試験を導入したのが東京都であり、一九〇〇(明治三三)年七月一日に「東京府看護婦規則」(府令第七一号)を制定、同年一月には、第一回看護婦試験を実施(警視庁実施)している。この規則制定の前年度には、東京府内だけで五八の看護婦会が存在し、会員も九〇八名に達していたが、実際の試験受験者は五七名、合格者は二一名であった。

第2章「戦地に派遣された看護婦」では、日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦・第二次世界大戦における、日本赤十字社で養成された看護婦を取りあげている。日本赤十字社では、一九三七（昭和一二）年からの急激な看護増員の要請に応じて、甲種・乙種・臨時の三種類の救護看護婦が養成できるように制度を変更した。「戦争」という有事は、看護婦養成に大きな影響をもたらした。

従軍看護婦は、女性が「赤紙」で唯一国民とし奉仕できる職業であり、叙勲と靖国に合祀される資格を持つ職業であった。従軍看護婦の美談は、ジャーナリズムを賑わせ、「白衣の天使」として「慈悲」の化身として美徳化され、多くの女性が憧れた。しかし戦後、男性兵士らには恩給制度が適用される中、病院船や戦地での看護活動を行った従軍看護婦らに恩給制度は認められず、「補償」が認められたのは、戦後三〇年以上の年月を経たことであった。

山下氏は、第2章の第五項目では、日本赤十字社の救護看護婦と旧陸海軍看護婦らの活動に対して、国から受けた「補償」に焦点を当てている。この「補償」に関しては新聞記事として多くの国民が目にし、関心を持った事柄である。山下氏は、従軍した看護婦らの思いを含め、従軍看護婦や陸海軍看護婦が、どのような義務と権利、戦地で看護にあたったのかをまとめあげている。この「補償」についての研究は、管見の限りなされておらず、意義ある研究であると考ええる。

第3章は「派出看護婦会で働く看護婦」を取り上げている。派出看護婦に関しては、研究サークル看護史研究会による「派出看護婦の歴史」（勁草書房、一九八三年）が発行されている。同書には、「フン看護婦か」「生意気で虚栄で不品行」と、派出看護婦らが社会的に低い評価を受けていたことも紹介されており、派出看護婦が社会的評価を上げるために取り組んだ活動も含め、その歴史がまとめられている。本書九一頁には、派出看護婦に関して、

なぜ、求められたのかを分析する必要性や、どのような属性を持つ派出看護婦がどのように働いていたのかについては、実証する必要がある、と問題提起されている。しかし、すでに先行研究として渡部喜美子氏が「大正看護史」の連載を雑誌『看護教育』に一二回連載しており（医学書院、一九八二年一月～二月）、その中で派出看護の経験を持つ看護婦一〇名に行った聞き取り調査の、研究成果が発表されている。

そのような先行研究がある中で、山下氏の研究の独自性を挙げると、第四項の「派出看護婦を脅かした派出婦」ではないだろうか。『派出看護婦の歴史』によると、「派出婦会」は看護婦会のライバルとして一九一八（大正七）年に、既婚婦人が暇な時間を使って、他の家庭の裁縫や洗濯を手伝うという趣旨で始まったとされている。患者の経済的な負担軽減を目的に、一九三五（昭和一〇）年には内務省が「準看護婦」の設定を発表し、「準看護婦」は、三カ月という短い実習で認定を受けて、派出看護婦より安い料金で雇うことができたことが、本書では紹介されている。

第4章では、「病院で働く看護婦」に焦点を当てている。一八四八年に制定された「保健婦助産婦看護婦法」では、看護の二大看護業務として、「療養上の世話」と「診療の補助」が定められた。山下氏は、一九三五年に調査公表された看護婦の勤務時間や休日回数、給与を紹介している。しかし、本書の目的である、看護婦の仕事がどのようなもので、どのような待遇であったかを評価するためには、受け持ち患者数と患者の重症度など、看護という仕事の評価がどのような基準でなされるべきかを考えなくては、その待遇が業務内容に対して正当に評価されたか否かを、判断することはできない。

例えば、先行研究である米山氏の論文「看護婦の社会的地位」では、「養成所を卒業した看護婦らは、小学校教諭よりも高い俸給を与えられていたが、看護婦らの勤務は言語を絶する激務であり、夜中から夜半まで働き、週四

時間の休憩と月三回の公休があるのみという状態で、実質的には高給とはいえなかった」と分析している。本書の目的である、看護婦の待遇はどのような基準軸で誰によって判断されたのか、を考える場合、他職種と賃金比較しても、その仕事内容、労働内容、そして専門職としての責任という側面において、看護独自の規準軸はどう考えられることが望ましいのか、その示唆が歴史から導かれると、歴史を学ぶ意義も高くなるのではないだろうか。

第5章は「貧困な患者のために働く看護婦」であり、一九二〇（大正一〇）年当時の医療保護事業を取り上げている。日本では、一八八五（明治一八）年にアメリカの宣教師と新島襄が「巡回看護婦」を取り入れ、その後、一九一一（明治四四）年に明治天皇による生活困窮者に対する救済の意向を受けて済生会が設立された（一一五頁）。済生会の「巡回看護婦」活動は、一九二三（大正二）年九月一日の関東大震災で急増した貧困家庭への医療需要に応じるため、翌年一月から開始された活動であった。山下氏は、済生会による看護婦活動の具体的な内容を、件数と共に示している。これは、当時の看護婦には、貧困家庭に提供する看護の知識や技術、指導を行う能力も備えていたことを示す資料でもあり、看護婦の教育内容を評価する貴重な研究資料として、評価できる。

山下氏は、日本赤十字社の「社会看護婦」の活動も取り上げ、日本の公衆衛生活動分野に看護婦が活動の場を広げていったその過程が、調べられている。赤十字社連盟は、欧米諸国に倣って公衆衛生の活動として、「巡回看護婦」「助産看護婦」「結核患者看護婦」「学校看護婦」「工場看護婦」「社会奉仕看護婦」などを紹介し、日本赤十字社は、その中で「社会看護婦」活動を始めたのであった。

「社会看護婦」の使命は「医師の良き介補者」であることと、地区民に対しては良き保護仲介者として「健康生活の福音を地区民に普々賦与」することであり、家庭訪問では、乳幼児や結核に関連した知識の供与と看護サービスであったことを、事例で紹介している。山下氏はこの活動を、「一九一〇年以降の貧困問題の顕在化、さらには

一九二〇年代以降における健康増進と疾病予防を内容とする公衆衛生の勃興の過程で、看護婦の社会での役割の広がりとという文脈で成立した」（二三五頁）と評価している。そして「社会看護婦」に対しては、「患者の多様性を理解できた貴重な存在であった」（二三六頁）と意味づけている。

これらの健康の保持、増進活動分野に、看護婦が活動を広げられた背景には、一九三八（昭和一三）年に厚生省が新設され、翌三九（昭和一四）年には、「国民体力法」「国民優生法」が制定されたことがあった。国民に体力増進に向けた政策が進められた時代、巡回産婆による家庭訪問など、保健婦類似の活動が五〇種類以上の名称のもとに行われており、一九四一（昭和一六）年七月一日には、「保健婦規則」（厚生省令第三八号）が制定された。保健婦の業務内容は、疾病予防の指導、母性又は乳幼児の保健衛生指導、傷病者の療養補導その他の日常生活上必要な保健衛生指導とされた。この第五章で紹介されている活動が、その後どのように保健師活動などに繋がることになったのか、山下氏のさらなる研究の発展を期待したい。

第6章は「海外により近かった看護婦」と題し、アメリカ合衆国の看護教育に強い影響を受けた保良せきを取り上げている。保良は、戦後GHQによる看護改革政策が推進された、当時の厚生省医務局看護課の初代課長であり、日本の看護の基盤を作り上げた人物である。保良は、アメリカ合衆国が中心となって牽引していた、看護学と職業人としての看護学のあり方を、どん欲に、積極的に学んだ人物であったと、山下氏は評価している（一五〇頁）。これまでの保良に対する個人史では、看護課長としての業績を中心に評価されてきたが、山下氏は彼女の看護師としての歩みに着目して、当時のリーダーであった人がどのような待遇であったかを明らかにしている。

次に本書の目的のひとつである、看護婦はどのような場で働いていたのかというテーマとして、最終章第7章で、「小学校で働く看護婦」を取り上げている。一九一九（大正八）年、「結核予防法・トラホーム予防法」が公布

され、一九二五（大正一四）年には、聖路加病院が「学校看護婦」を文部省に派遣したことが知られている。山下氏が使用した資料は、その一九二五年の「学校看護婦」の設置状況であり、「学校」「町村及び町村組合」「省並びに直轄学校」「区」「日本赤十字」など、様々であったことがわかる。山下氏は「学校看護婦」は、「衛生知識を伝えるもの」としてその役割を自覚していたとし、小学生が置かれている生活状況を分析するなど、「小学生の健康状態を向上させようとした存在であった」（二八〇頁）と評価している。尚、学校看護婦に関する研究では、近藤真庸「養護教諭とは何かを求めて 養護教諭成立史の研究」（大修館書店、二〇〇三年）が発行されている。学校看護婦に関心のある読者は、両書を読むことをお勧めしたい。

山下氏は本書の副題に、「寄り添う専門職の誕生」と付けている。本省の第五章と第七章で取り上げた、「社会看護婦」や「学校看護婦」など、貧困や小学生に寄り添って活動したその姿から考えられた副題であろう。山下氏は、先行研究で積み上げられてきた看護師の社会的地位の変遷の歴史をより深く考察するために、歴史を分析しうる材料を集めて判断することの必要性を痛感し、本書を執筆したと書いている。看護師の仕事を理解する導入書として、多くの方に本書を手にしていただくことを、看護師でもある評者も希望している。

（吉川弘文館、二〇一七年、A5版、一九二頁、本体三五〇〇円）